

掛金猶予明けの取扱い等の 照会事項の回答(厚年、DB)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金、厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

掛金猶予明けの財政計算の取扱い等について厚生労働省から回答がありましたので、主な内容についてご案内いたします。

標準掛金の取り扱い

厚年・DB

(財政決算日が3月31日の例)

照会	回答
<p>標準掛金引上げを猶予した場合、猶予期間終了後の平成24年4月1日に引上げ後の標準掛金を適用する必要があるという理解でよいか？(猶予期間中に継続基準をクリアしても標準掛金の引上げが不要にならないことの確認)</p> <p>適用する掛金の計算基準日は掛金引上げ猶予時のものではなく、平成23年3月31日を基準日で掛金を算定する理解でよいか？</p>	<p>左記の理解のとおりです。</p> <p>標準掛金の引上げを猶予した場合、平成23年3月31日を計算基準日として財政計算を改めて行わないことも可能です。このとき、掛金引上げ猶予したときの財政計算において本来適用すべき規約上掛金を平成24年4月1日から適用します。</p>

標準掛金は掛金猶予明けに必ず掛金見直し後の標準掛金を適用する必要があります。(上記照会 の括弧書きは、特別掛金は平成23年3月31日に継続基準をクリアした場合には見直し不要となることに対し(次頁参照)、標準掛金は必ず平成24年4月から新掛金を適用する必要があることを確認したものです。)

掛金見直し後の標準掛金の計算基準日は、平成23年3月31日でも掛金猶予を適用した計算基準日でも構いません。

なお、掛金猶予期間中の財政決算時の標準掛金収入現価の計算は掛金引上げ前の標準掛金率を使用します。

次頁に続く

特別掛金の取り扱い

厚年・DB

(財政決算日が3月31日の例)

照会	回答
<p>特別掛金の引上げを猶予した場合、平成24年4月1日から適用する特別掛金を算定するために、平成23年3月31日を計算基準日として財政計算を行う必要があるが、平成23年3月31日で継続基準をクリアした場合（厚年基金は財政計算不要の場合を含む）は、当該財政計算は不要か？</p> <p>また、当該取扱いは、継続基準抵触に伴い特別掛金の引上げを猶予した場合だけでなく、定例の財政再計算等のその他の財政計算時に特別掛金の引上げを猶予した場合も同様と考えてよいか？</p>	<p>左記の理解のとおりです。 平成23年3月31日に継続基準をクリアした場合、平成24年4月1日に新しい掛金が適用されるように財政計算を行っておく必要はなく、その後財政計算に該当した場合に行えばよい取扱いとなります。</p> <p>左記の理解のとおりです。</p>

特別掛金は掛金猶予明け直前の財政検証で継続基準をクリアしていれば特別掛金の見直しは不要です（標準掛金とは取り扱いが異なる）。この取扱いは掛金引上げ猶予を受けるときの財政計算が財政再計算や加入員の20%変動などでも適用されます。

DB年金で例えば6月30日決算の場合は、平成24年7月1日から掛金猶予明けの特別掛金の適用が必要となり、平成23年6月30日の財政検証で継続基準をクリアしていれば掛金対応不要となります。

なお、掛金猶予期間中の財政決算時の特別掛金収入現価は引上げ前の規約上特別掛金率を使用します。

特別掛金の設定について

厚年・DB

照会	回答
<p>掛金引上げ猶予明けの財政計算時における特別掛金の引下げ、償却期間の延長の判定に用いる変更前の特別掛金は、掛金の引上げを猶予した財政計算時の数理上特別掛金でよいか？</p>	<p>左記の理解のとおりです。 掛金猶予明けの財政計算時には、掛金の引上げを猶予した財政計算時の数理上特別掛金を超える場合のみ予定償却期間の延長が可能となります。</p>

掛金猶予明けの財政計算時の特別掛金は、掛金引上げ猶予時に本来設定すべき特別掛金を基準に算定されます。

以上